

地方分権改革推進計画の概要

1. 義務付け・枠付けの見直し

<法制上の見直し条項数>

地方要望分の見直し条項数	70
+	
地方要望分以外の見直し条項数	51
=	
全体の見直し条項数	121

<主な見直し項目の内容>

<u>公営住宅の整備基準、入居収入基準</u> を、自治体の条例に委任	⇒	有効活用、政策的活用が可能に
<u>道路の構造基準</u> を、自治体の条例に委任	⇒	地域の実情を踏まえた整備が可能に
<u>職業能力開発施設の運営基準</u> を、自治体の条例に委任	⇒	民間委託等の運営の自由度が拡大
<u>保育所等の福祉施設の基準</u> を、自治体の条例に委任 <18条項>	⇒	地域の実情に応じた整備・運営が可能に
<u>へき地手当</u> に関する学校指定基準・支給基準を、自治体の条例に委任	⇒	条例を縛る国の基準のあり方を更に検討
<u>漁港、港湾の区域指定</u> に関する大臣協議を廃止	⇒	地域の実態を踏まえた支給が可能に
自治体の <u>計画策定（中小企業支援、環境関連等）</u> に際しての国への協議・国の認可等を廃止等	⇒	国の過剰な関与がなくなり事務が効率化
	⇒	地方の創意工夫が生かせる

2. 国と地方の協議の場の法制化

3. 今後の地方分権改革の推進体制

- ・ 地域主権戦略会議（平成 21 年 11 月 17 日設置）の法制化
- ・ 改革の工程の明示